

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行)

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第12条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第14条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次

の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休 2 日確保工事）

- 第 15 条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休 2 日に取り組む「週休 2 日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休 2 日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休 2 日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休 2 日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 徳島県農林水産部
○ ○ 農林事務所
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

施工者 ○ ○ ○ ○ 建設株式会社
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日（土日）

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○ ○ ○ ○ 工事

発注者 徳島県農林水産部
○ ○ 農林事務所
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

施工者 ○ ○ ○ ○ 建設株式会社
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

（標示板記載例）完全週休 2 日（土日）の場合

（本工事の特記仕様事項）

- 第 16 条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 適用の範囲

本仕様書は、R8徳耕 長寿命化 勝浦3期 水管理設備工事（企育）における電気計装設備工事に適用するものであって、法令、一般仕様書、諸規格その他特別に定めるもののほか、すべて本特記仕様書に準拠し、係員の指示により工事の施工に当たらなければならない。また、本仕様書及び設計図は設備の基本的事項について記載したものであり、製作設計に際しては係員と十分な打ち合わせを行ない、機械設備の内容を十分把握して、必要なものはすべて具備されとともに、なんら欠陥のない全体として調和のとれた設備とすること。

2. 関係法令の厳守

請負者は、工事施工に当たり工事に関する諸法規、その他諸法令を厳守し工事を円滑に進めなければならない。

3. 関係官公署への許認可申請

工事施工のために必要な関係官公署、電力会社、その他の者に対する諸手続きは請負者において、迅速に処理しなければならない。

第2節 適用規格

本仕様書にも明記なき事項については、イニシャルコストと合わせライフサイクルコストにも考慮した経済的なものとし、管理しやすく必要な点検保守等、将来の改修更新の保全に関する作業に支障のないものとするよう配慮しなければならない。また、新しく開発されたシステム機材、工法等は技術的要件、使用実績、経済性等について十分な検討を行い、有用な物の活用に努めなければならない。

以上のことを基本とし、下記の法令規格等に準拠し施工しなければならない

- (1) 電気事業法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 内線規定
- (4) 電力会社供給約款
- (5) 電気用品取締法
- (6) 建築基準法
- (7) 消防法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 日本工業規格(JIS)
- (10) 電気規格調査会標準規格(JECS)
- (11) 日本電機工業会標準規格(JAM)
- (12) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (13) その他関連法令規格

第3節 保証期間

竣工検査合格受け渡し完了後1箇年以内に、請負者の設計製作施工に基づく故障が生じた場合は協議の上、監督員の指示に従い速やかに無償で修理または取り替えを行なうものとする。

第4節 その他

1. 承認図の提出

請負者は、設計図書のほか打ち合わせ事項に従い、承認図を必要部数提出し承認を得てからでなければ、機器の製作に着手してはならない。

2. 完成図書

請負者は、工事完成までに維持管理上必要な完成図書を製本のうえ提出すること。

提出部数は係員の指示による。

3. 試験検査

請負者は、完成後に試験検査を行い請負者所定様式の試験成績書を提出すること。

4. 現地据付け調整

請負者は、現地据付け及び調整に技術者を派遣し、これにあたらせること。

盤改造及び工事については担当者と協議し、事故の無いよう十分に注意すること。

第2章 計装設備

第1節 概要

各施設で水管理をより安全に、管理することを目的に水位計設備を新設する。
対象となる、機器の最新製品の選定と製作、取付配線を行うものである。

第2節 機器構成

1. 棚野配水池 水位計測 1組
2. 生名西配水池 水位計側 1組
3. 生名東配水池 水位計側 1組
4. 中角東配水池 水位計側 1組
5. 山西配水池 水位計側 1組
6. 石原配水池 水位計測 1組
7. 沼江掛谷配水池 水位計測 1組

第3節 機器仕様

1. 水位計測

(棚野配水池、生名西配水池、生名東配水池、中角東配水池、山西配水池、沼江掛谷配水池)

- (1) 数量 1組
- (2) 型式 吊下げ式電極
- (3) 出力 接点
- (4) 電源 100VAC 60Hz (for 33W)
- (5) ループ構成
 - 1) 吊下げ式電極 5台

2. 水位計側

(石原配水池)

- (1) 数量 1組
- (2) 型式 吊下げ式電極
- (3) 出力 接点
- (4) 電源 100VAC 60Hz (for 33W)
- (5) ループ構成
 - 1) 吊下げ式電極 4台

第4節 工事範囲

1. 本章第2章第3節記載の各機器の選定、製作
2. 本章第2章第3節記載の機器取り付け、配線工事
3. その他上記に伴う諸工事

第3章 監視制御設備

第1節 概要

各施設の水位計新設に伴い水運転情報データ通信装置に取り込む。

この情報を4GまたはLTE回線を通じて2か所以上のクラウドデータセンタに送信する。

クラウドデータセンタのデータは、タブレット又はパソコン等の端末機によりインターネット網を介して各施設の水運転情報を任意に取得し、施設の運転管理の支援を担うものである。また、施設の故障発生情報は、その都度Eメールによって携帯電話に通報する。

第2節 機器構成

1. 配水池現場盤機能増設 7箇所
2. 引込開閉器盤(各配水池) 6面

第3節 機器仕様

1. 配水池現場盤機能増設 7箇所
 - (1) 既設盤仕様 ポールスタンド型 600W*(1000+800)H*500D 6面
800W*(1000+800)H*500D 1面(沼江掛谷配水池)
 - (2) 取付機器 サーキットプロテクタ
電極式水位計用避雷器
縦型指示計
 - (3) 機能増設内容 電極式水位計新設に伴い、水位用表示灯、信号用避雷器の取付及び、水位計信号を遠隔監視制御装置へ取り込み、遠隔監視制御システム画面に表示可能とする。
また、既設流量計用指示計も更新する。
2. 引込開閉器盤(各配水池) 6面
 - (1) 設置箇所 各配水池
 - (2) 型式 屋外装柱形前面扉
 - (3) 概略寸法 300W*800H*190D
 - (4) 材質 ステンレス製
 - (5) 電気方式 1φ2W AC100V
 - (6) 盤面取付機器 名称銘板
検針窓
施錠装置
 - (7) 盤内取付機器 取引計器取付余地(取付用木板)
漏電用遮断器
 - (8) 付属品 装柱金具

第4節 工事範囲

1. 本章第2節第3節記載の各機器の選定、製作
2. 本章第2節第3節記載の機器取付、配線工事
3. その他上記に伴う諸工事

第4章 その他

- ・本工事置ける提出書類の部数は下記のとおりとする。
 - (1) 承認図書 提出部数 2部
 - (2) 完成図書 提出部数 2部
 - (3) その他協議資料等 監督職員の指示によるものとする。